



広報 やおひら

5月3日フレンドリーパークおおひらで、木曾川
中流漁業協同組合主催のマスのかみどり・アマゴ
釣り大会が開催されました。

例年8月に実施している大会とは別に、関西電力
株式会社の協賛で開催された催しで、ゴールデン
ウィークの谷間は大きな歓声に包まれました。

No.510 平成 24 年
5 月号

集積場所から「ごみの持ち去り」を禁止!

資源ごみの持ち去りを禁止します

近年、ごみ集積場所に適切に排出された不燃ごみ（金物類）や粗大ごみの中から資源となる物を持ち去る行為が多発しています。

資源物等の持ち去りは、集積場所でごみの収集袋を破るなどして、換金価値の高い物を持ち去るため、地域の自治会等で清潔に保持されている集積場所の管理を著しく阻害しています。

最近では、ごみ収集袋ごと手当たり次第持ち去ったうえ、不要な物を不法投棄するなどの違法行為も増えています。

そこで町では、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、平成24年3月に

「八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」

の一部を改正しました。

7月1日からごみ集積場所から、許可なくごみを持ち去る行為を禁止します

□条例改正の概要

1. 町または、町から委託をうけた者以外が、ごみ集積場所に出された資源ごみを、収集・運搬することを禁止します。
2. 資源ごみを持ち去る者に対して、禁止命令をすることができます。
3. 禁止命令に違反した者（持ち去り行為者や持ち去りを行わせた法人等）は、20万円以下の罰金が科せられます。

□資源ごみ

粗大ごみ 金物類 缶類 ビン類

□条例施行日

平成24年7月1日から



集積場所に正しく出されたごみ

□持ち去り行為を見かけたら…

1. 持ち去り行為の日時、場所、持ち去った者や車両等の特徴を水道環境課または八百津交番（☎ 43-0002）までお知らせください。
2. トラブルを避けるためにも、持ち去り行為を行っている者に話しかけたり、車両を制止させたりしないでください。

□お問い合わせ先

役場 1階 水道環境課 ☎ 43-2111（内線 2126）まで

地域まるごと博物館

スタンプラリー

ふるさとの良さを再発見してもらうため、加茂地域（美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村）を巡るスタンプラリーを開催します。

専用のスタンプラリーカードに、各地域8個のスタンプを集めて応募すると特産品が抽選で当たります。

- と き 前期 6月1日(金)~9月30日(日)
後期 10月1日(月)~平成25年1月31日(木)

●参加方法

スタンプラリーは、専用のスタンプラリーカードとスタンプラリーマップを杉原千畝記念館・旧八百津発電所資料館を含む全11カ所のいずれかで受け取り、カードの枠内に8地域のスタンプをすべて押印してください。

※スタンプラリーマップには、スタンプの設置場所や各施設の紹介が書いてあります

※スタンプラリーカードは、先着50,000枚限定で配布します

●スタンプ設置場所

<p>美濃加茂市 みのかも文化の森 〒505-0004 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3299-1 ☎ 0574-28-1110 時間 / 9:00~17:00 休館 / 月曜日(祝日の場合は翌日)、 第4火曜日、年末年始</p> 	<p>七宗町 日本最古の石博物館 〒509-0403 加茂郡七宗町中麻生 1160 ☎ 0574-48-2600 時間 / 9:00~16:30(入館は16:00まで) 休館 / 木曜日(木曜日が祝日・振替休日の場合は開館) 祝日、振替休日の翌日、年末年始(12月28日~1月4日)</p> 
<p>坂祝町 坂祝町中央公民館 〒505-0071 加茂郡坂祝町黒岩 1260-1 ☎ 0574-26-7151 時間 / 8:30~17:15 休館 / 土・日曜日を除く祝日、 年末年始</p> 	<p>八百津町 旧八百津発電所資料館 〒505-0301 加茂郡八百津町八百津 1770-1 ☎ 0574-43-3687 時間 / 9:00~16:00 (入場は15:30まで) 休館 / 月曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始</p>  <p>杉原千畝記念館 〒505-0301 加茂郡八百津町八百津 1071 ☎ 0574-43-2460 時間 / 9:30~17:00 休館 / 月曜日 (祝日または振替休日の場合は翌日) 年末年始</p> 
<p>富加町 富加町郷土資料館 〒505-3302 加茂郡富加町夕田 212 ☎ 0574-54-1443 時間 / 9:00~16:00 休館 / 月曜日(祝日の場合は翌日)、 年末年始</p> 	<p>白川町 美濃白川楽集館 〒509-1105 加茂郡白川町河岐 1728 ☎ 0574-74-1022 時間 / 9:00~20:00 休館 / 毎月第2月曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始、 特別休館日(年1回)</p>  <p>美濃白川ふるさと館ピアチェーレ 〒509-1107 加茂郡白川町河東 3500-1 ☎ 0574-75-2146 時間 / 9:00~18:00 休館 / 水曜日 (特別休館日有り)</p> 
<p>川辺町 川辺町中央公民館図書室 〒509-0304 加茂郡川辺町中川辺 1518-4 ☎ 0574-53-2650 時間 / 火~金曜日10:00~18:00 土・日曜日10:00~17:00 休館 / 月曜日、土・日曜日を除く祝日、 年末年始</p> 	<p>東白川村 つちのご館 〒509-1302 加茂郡東白川村神土 426-1 ☎ 0574-78-3192 時間 / 9:00~17:00 休館 / 水曜日</p>  <p>道の駅/茶の里会館 〒509-1301 加茂郡東白川村越原 1061 ☎ 0574-78-3123 時間 / 9:00~17:00 休館 / 月曜日</p> 

●応募方法

専用のスタンプラリーカードに8地域のスタンプがすべてそろったら、スタンプの置いてある施設の専用の箱に投函または文化の森へ郵送してください。郵送の場合は、締め切り日の当日消印有効です。

※特産品は、応募の中から抽選で前期・後期合わせて合計200人に贈ります。特産品の発送をもって発表に代えさせていただきます

》》》》》》 ※スタンプラリーマップは次のページにありますのでご覧ください。》》》》》》



美濃白川ふるさと館ピアチェーレ



美濃白川楽集館



日本最古の石博物館



川辺町中央公民館図書室



郷土資料館



坂祝町中央公民館



みのかも文化の森

地域まるごと博物館

スタンプラリーマップ

山あり、川あり、自然豊かな加茂地域には
歴史・文化の様々な魅力が満載!!
ワクワク どきどき
スタンプラリーの旅へ出かけよう!!

スタンプ設置場所

- 神淵神社の大杉
- 20億年前の石(上麻生産物)
- 日本最古の石博物館
- 川辺清瀬
- 川辺町中央公民館図書室
- 三和のゲンジホテル
- 清水寺
- 富加町郷土資料館
- 道の駅/半布里の郷
- 深堂農村舞台
- 坂祝町
- 坂祝町中央公民館
- 日本ラインロマンチック街道
- みのかも文化の森



つちのこ会館



道の駅/茶の里会館



地域まるごと博物館

スタンプラリー

は

「みのかも定住自立圏事業」
のひとつです。

みのかも定住自立圏構想とは
美濃加茂市と坂祝町、富加町、
川辺町、七宗町、八百津町、白
川町、東白川村が協力し、まち
づくりを行っていくことをい
います。

- お問い合わせ先
教育委員会 生涯学習係
☎43-2111 (内線2515) まで



旧八百津発電所資料館



人道の丘・杉原千畝記念館

シリーズ
防災安全
No.21

テーマは「自助」

シリーズ防災で出てきた言葉に「自助(じじょ)」という言葉があります。みなさんも、どこかでこの言葉を聞いたことがあるのではないのでしょうか。

「自助」とは「自分の身を守る」という事です。

もし災害が発生した場合、災害の規模が大きいくほど、役場や消防、警察などの公的支援を行う行政機関も被害を受ける可能性が高くなり、救援部隊が被災地に到着するの遅れがちになります。

その場合、普段から重要なのが「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識です。

「災害が起こったらどうするか?」と考える前に、大切なのは「起きる前に何をしておくべきか?」という事前の対策です。これを十分にしておくことで被害は大幅に軽減できるのです。

「家具の固定」や「備蓄品の確認」、「避難場所を家族で話し合う」など、自分をそして家族を守るためにできることがあります。

現在、岐阜県では災害時の被害を減らすために「自助実践 200 万人運動」を展開しています。詳しくはホームページをご覧ください。http://www.jijyojissen.jp/ みなさん自身の「自助」の意識向上で地域の防災力をより一層高めましょう。



～ みつけよう ぼくとわたしにできる自助 ～

シリーズ
包括支援
No.21



こんにちは 八百津町 地域包括支援センターです



～地域包括支援センターの「おでかけ健康講座」～

4月17日、和知地区・洞老人クラブのサロンに呼んでいただき、地域包括支援センターの紹介と、介護予防についてお話をさせていただきました。

「高齢化が進む中、元気で生き生きと生活していくにはどうすれば良いか?」という介護予防のポイントについての講話では、多くのみなさんが、とても熱心に耳を傾けてみえました。認知症について不安だと考える方が多くみえ、認知症予防に良い食べ物や日頃の生活習慣についてお話をさせていただきました。

当センターでは、介護予防の重要性を多くのみなさんに理解して頂き、実践する方がどんどん増えて欲しいと考えています。今後も「おでかけ健康講座」や「介護予防教室」等を通して介護予防の向上に努めていきます。みなさんもいろいろな機会に足を運んで頂き、ぜひ、参加してください。

「おでかけ健康講座」は要予約です。内容や申込みなど詳しくは、地域包括支援センターまでお問い合わせください。



洞老人クラブのサロンでの講話の様子

< 6月 お元気サロンの予定 >

- ・ 6日、20日(水) お元気サロン八百津
午前9時30分から午前11時30分まで
場所:福祉センター(ファミリーセンター北側)
- ・ 13日、27日(水) お元気サロン福地
午前9時30分から午前11時30分まで
場所:福地第四公民館

< 6月 こころの相談の予定 >

- ・ 11日(月) 高齢者のための「こころの相談」
(事前に予約が必要です) 午後から
- こころの専門家の精神保健福祉士が、個別に対応し秘密は厳守します。
例えば…物忘れがみられるようになったが、どのように接してよいのかわからない。眠れない・何もしたくない・食欲がない・忘れることが多くなった、対応の仕方がわからない等々 ご相談ください。

4月から地域包括支援センターに異動になりました。辻奈々美です。

介護保険について、勉強していき、みなさんの力になれるように頑張ります。お年寄りが大好きですので、小さな事でも気軽に声をかけて頂けたらうれしいです。上記にあります、お元気サロン等でみなさんと一緒に交流できる事が今から楽しみです。今後ともよろしくお祈りします。

辻(社会福祉士)

お問い合わせ先 八百津町地域包括支援センター ☎ 43-3267 または 43-2111 (内線 2566・2567) まで

教育の窓



小学校・中学校の新しい学びが始まりました

小学校に引き続き、中学校でも新学習指導要領が次のような内容で、実施されています。

「生きる力の育成」が中心となる基本的な考え方です。

教育内容を充実する主な改善事項は次の通りです。

改善事項	学習内容	学習教科
言語活動	コミュニケーションなど言葉の力を高める学習をする	全ての教科でレポート作成や論述を行う
理数教育	新科学的知見導入。観察実験を充実する	算数、数学、理科繰り返し学習
伝統文化	国や郷土の伝統文化の理解、継承発展する	教科、総合学習
道徳教育	道徳性を養う	学校の教育活動
体験活動	社会性や豊かな人間性を育む	集団宿泊訓練 職場体験
外国語教育	聞く・話す・読む・書く4技能を育成する	小～高を通じて学ぶ
健やかな体の育成	生涯にわたる健康保持、安全な生活の実践力を育成する	保健体育を通じ運動の楽しさや喜びを味わう

授業時数が増えています

○小学校：国語・社会・理科・体育の授業時数を6年間で1割増やしています。週あたり低学年で2コマ、中高学年で1コマ増えています。

○中学校：国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語の授業時数を3年間で1割増加し、週あたり各学年で1コマ増加しています。

*1コマとは授業時間のことです。(小学校は45分、中学校では50分)

平成24年度「少年の主張大会」

今年も、「八百津町青少年を育てる会」開催に伴い、高校生・中学生による「少年の主張」の発表を行います。みなさまのご来場をお待ちしています。

当日はアトラクションとして東濃実業高等学校のブラスバンドの演奏を予定しています。

日時：平成24年6月10日(日) 午後1時～
場所：ファミリーセンター 大ホール

○さまざまなタイプの学校支援員を配置しました
学びの多様化を目指し学力アップを図ります
子ども達の学びや生活の質を高めるために、町独自で多くの支援員を配置しています。低学年支援、特別支援、少人数学習支援、複式学級支援、生徒指導支援、心の教室支援、専門教科支援などです。各学校に次のように配置しています。

八百津小学校	5名	八百津中学校	3名
和知小学校	5名	八百津東部中学校	1名
錦津小学校	3名		
久田見小学校	3名		他に部活支援有
潮見小学校	2名		



八百津高生と和知小学校の遠足交流

より安全に！警報発令等への対応が変わりました

八百津町の各学校では、保護者の方に警報発令時の対応を変更した旨、学校からご連絡をしております。一般のみなさま方もご理解願います。

さまざまな災害から子どもを守る

暴風雨警報だけでなく大雨・洪水警報が発令時も非常態勢です！

登校前の発令対応

- ・午前6時30分に発令中の時は自宅待機をします。
- ・午前6時30分～午前11時まで解除の場合2時間後に授業を開始します。(条件が整った場合)
- ・午前11時過ぎの解除の場合は休業とします。

登校後(学校に児童生徒がいるとき)発令対応

- ・授業を中止し安全が確認できれば下校をします。
- ・危険と判断した場合は学校待機をします。
- *保護者の方への引き渡しを実施します。
- *保護者への速やかな連絡をします。

大雪・暴風雪警報等は校長判断としました。

緊急時の食料と保温材を各学校に配備しました。

役 場 か ら の お 知 ら せ

納期のお知らせ

● 5月に納めるもの●

固定資産税	1期分	5月31日
軽自動車税		5月31日
国民健康保険税	1期分	5月31日
介護保険料	1期分	5月31日
保育料	4月分	5月10日
水道料	5月分	5月31日
町営住宅	5月分	5月31日

※軽自動車税の口座振替日は21日です。

● 6月に納めるもの●

保育料	5月分	6月11日
-----	-----	-------

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

総務課からのお知らせ

(仮称) 男女共同参画推進講座・企画運営委員会 委員を募集します！

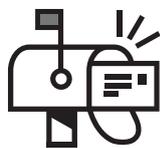
家族や友人、パートナーなど、性別にとらわれず、お互いのことを大切に「思い合う」、そんなきっかけとなる講座や展示などの企画をみんなで考えて、一緒に運営してみませんか。

人と人のふれあいは、新しい仲間との出会いや新しい自分の発見にもつながるはずです。

ぜひ、ご参加いただきたくご案内します。

今年は、美濃加茂市と加茂郡6町村内から委員さんを募集します。

- ◇募集人数 2名程度（八百津町の委員）（応募多数の場合は抽選）
- ◇募集期間 6月4日（月）～6月29日（金）
- ◇対象 土日の昼間などに開催する会議に出席できる人
（6回程度、会議日は委員のみなさんと相談で決めます）
- ◇任期 平成25年3月31日まで（ただし、再任は可能です）
- ◇報酬 無償
- ◇申し込み方法 男女共同参画推進講座・企画運営委員会への参加希望の旨と、氏名、年齢、住所、電話番号を、はがきもしくは電話、メールにてお申し込みください。



・はがきの場合

〒505-0392 八百津町八百津 3903-2
八百津町役場 総務課 政策調整係
※裏面に上記の連絡事項を明記してください。



・電話の場合

☎ 43-2111（内線 2212）八百津町役場 総務課 政策調整係
※上記の連絡事項をお願いします。



・メールの場合

宛先 soumu@town.yaotsu.lg.jp
※上記の連絡事項を明記してください。

◇お問い合わせ先

美濃加茂市役所 八百津町役場 2階
地域振興課 総務課
多文化共生係 政策調整係
☎ 0574-25-2111
☎ 43-2111（内線 2212）まで

建設課からのお知らせ

町営住宅の入居者を募集します！

～ 募集期間 5月21日(月)から6月15日(金)まで ～

□募集住宅

・錦織団地 (風呂入居者持込)

3戸 八百津町錦織地内 昭和55年建設
 簡易耐火2階建て 63.1㎡ 間取り 3K
 駐車場1台分有り (月額2,100円)
 家賃 14,600円～21,800円



・丸根団地 (風呂有り)

1戸 八百津町伊岐津志地内 平成14年建設
 耐火4階建て 62.7㎡ 間取り 3DK
 駐車場1台分有り (月額3,150円)
 エレベーター有り (月額3,000円)
 家賃 21,200円～31,500円



・コーポやおつ (風呂入居者持込)

1戸 八百津町八百津地内 平成元年建設
 耐火4階建て 62.1㎡ 間取り 3DK
 駐車場1台分有り (月額3,150円)
 家賃 17,100円～25,500円



□応募資格 (詳細はお尋ねください。)

1. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
2. 所得年額 189万6千円以下 (扶養関係によって上限が上がります。)
3. 税金の滞納がないこと
4. 連帯保証人を2名 (住所が別の方) 立てられること
(八百津町内在住者で入居者と同程度以上の所得がある方)
5. 入居者または同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七七号) 第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。

□申し込みおよび問い合わせ先

役場3階 建設課 建築住宅係 ☎43-2111 (内線2319) まで
 (前年度の所得がわかるものをご持参ください。)

1. 応募者多数の場合は抽選により決定いたします。
2. 応募が無い場合には募集期間を延長することがあります。
3. 入居可能日は平成24年7月中旬以降となります。
4. 募集期間中に上記以外の他の町営住宅に空家が出た場合、同じ期間内で入居者を募集することがあります。

建設課からのお知らせ

平成24年度 木造住宅耐震診断申込みを受け付けます（無料）

～平成24年5月21日(月)から平成24年6月22日(金)まで申し込みを受け付けます～

※先着10戸 10戸を超えた場合は、次回予約として受け付けます。

木造住宅耐震診断事業

□申し込み要件

- ・ 受診する木造住宅の所有者であること。
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
- ・ 在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法によるものであること。
- ・ 町税等の滞納がないこと。



※ また、診断の結果、一定基準以下と判定された場合で、補強工事を行う際にも補助制度があります。

□お問い合わせ先 役場3階 建設課 建築住宅係 ☎ 43-2111（内線2319）まで

防災安全室からのお知らせ

防災士の資格取得に対し助成金を交付します

町では、地域の防災力向上の担い手となる人材を育成、確保することにより、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の資格取得を希望される方に助成金を交付します。

- ◇**防災士とは** 地域のさまざまな場で、減災と地域防災力向上に対し、十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者
- ◇**対象者** ①町内に住所を有する者
②防災士の資格取得後、防災リーダーとして活動する意思のある方
- ◇**助成額** 資格取得に必要な経費の2分の1、最高3万円（1回限り）

□お問い合わせ先

役場2階 防災安全室 ☎ 43-2111（内線2231）まで



町民課からのお知らせ

平成24年度および平成25年度の岐阜県後期高齢者医療保険料の保険料率について

○保険料率を見直します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得※×所得割率」の合計となり、保険料率は、2年ごとに見直されます。平成24年度および平成25年度の保険料率は、次のとおりとなります。

※所得＝総所得金額等-33万円（基礎控除）

区分	平成24・25年度	平成22・23年度	増加する額
均等割額	40,670円	39,310円	1,360円
所得割率	7.83%	7.39%	0.44%

※保険料が増加する主な要因について

ア 一人当たりの医療費が伸びています。

医療の高度化等により高齢者の一人当たりの医療費は、年々増加しており、平成24・25年度は2年分で約5%の増加が見込まれます。

イ 後期高齢者負担率の引き上げ

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する率は、国の政令により平成22年度および平成23年度が10.26%でしたが、平成24年度および平成25年度は、10.51%に改定されました。

ウ 平成22年度および平成23年度の保険料率改定時に、保険料率を据え置いたことも要因となります。

・保険料の賦課限度額を改定します。

保険料の賦課限度額（保険料の上限額）を55万円に改定します。（改正前50万円）

・平成24年度の後期高齢者医療保険料は、平成24年7月中旬に通知します。

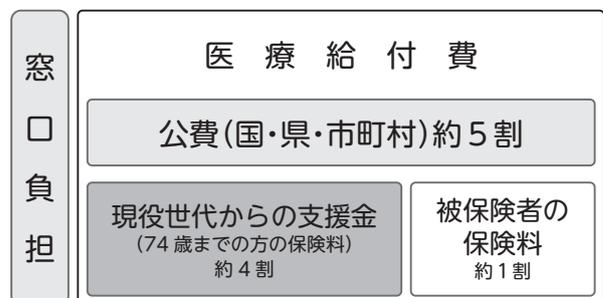
後期高齢者医療制度にかかる医療費負担のしくみ

急速な少子高齢化が進む中、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支えあいのしくみです。

□お問い合わせ先

役場1階 町民課 医療年金係 ☎ 43-2111（内線2115）まで

制度にかかる医療費負担のしくみ



産業課からのお知らせ

ささゆり保護育成会の会員を募集します。

町の花「ささゆり」の保護活動をお手伝いいただける会員募集中です。

■昨年の活動内容 町の花である「ささゆり」を保護すると共に種子による増殖を図り、町内の公共施設等に球根を配布し、「ささゆり」の育成をする。

■問い合わせ □ささゆり保護育成会 会長 古田 茂

☎ 43-0030

□役場2階 産業課 農業振興係

☎ 43-2111（内線2256）



～平成 24 年度 八百津町職員採用試験案内～

～職員募集要領～

八百津町では、平成 25 年 4 月 1 日採用の職員を募集します。

1 募集職種・人員・応募資格

職 種	人 員	応 募 資 格
一 般 事務職 A	若干名	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学院・大学・短大を卒業した者または平成 25 年 3 月に卒業する見込みの者
一 般 事務職 B (民間企業等 職務経験者)	若干名	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者で、民間企業等での職務経験が連続して 36 箇月 (3 年) 以上ある者で、企業等で培われた経験・知識を八百津町で活かそうという意欲のある者 ※民間企業等には公務員も含むものとします

2 採用試験

第 1 次試験

期 日	試験の場所	試 験 の 方 法 等
平成 24 年 7 月 22 日 (日)	県立 可児高等学校	岐阜県市町村職員統一採用試験 ①一般教養試験 択一式の筆記試験 (大卒程度・短大卒程度) ②事務適性検査 択一式の筆記検査 (照合・分類・計算検査)

第 2 次試験

期 日	試験の場所	試 験 の 方 法 等
平成 24 年 8 月中旬 (予定)	八百津町役場	①作 文 指定課題 (600 字程度) ②面接試験 面接による知識、資質等の試験

3 合格通知

平成 24 年 9 月初旬までに採用の可否を本人宛に通知します。

4 受験申込手続等

申し込み手続等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の申込書に必要事項を記入して八百津町役場秘書室まで提出してください。 2. 申込書を郵送する場合は、封筒の表に「採用試験」と朱書きし、書留または簡易書留郵便にて郵送してください。 3. 申込者には後日、受験票および試験の日程等を郵送します。 4. 申込書の用紙は、平成 24 年 5 月 14 日 (月) から 6 月 1 日 (金) までの間 (土・日曜日および祝日を除く) に、八百津町役場 2 階秘書室秘書人事係へ請求してください。 申込書の郵送を希望する場合は、120 円分の切手を同封して八百津町役場秘書室秘書人事係宛に請求してください。
受付期間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申込書は、平成 24 年 5 月 21 日 (月) から 6 月 8 日 (金) まで受け付けます。 2. 土曜日、日曜日および祝日は受け付けを行いません。 3. 郵送の場合は、6 月 6 日 (水) までの消印のあるものだけに限り受け付けます。
その他	<p>【申し込み先・問い合わせ先】 八百津町役場 2 階 秘書室 秘書人事係 〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903-2 ☎ (0574) 43-2111 (内線 2201) FAX (0574) 43-0969</p>

information

お知らせ

6月の「加茂休日急患診療所」

- 3日(日) 木沢記念病院 (☎ 25-2181)
- 10日(日) 野尻内科医院(野尻和秀) (☎ 24-0633)
- 17日(日) 堀部医院(堀部尚久) (☎ 25-2910)
- 24日(日) 太田メディカルクリニック(佐々木裕茂) (☎ 26-2220)

※診療時間は、午前9時から午後5時までです。

平成25年度 可茂衛生施設利用組合職員を募集します。

可茂衛生施設利用組合 総務課 総務係
☎ 0574-65-4111 (内線 311)

- 試験区分 上級職員
 - 受験資格 若干名
※昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(これと同等以上の学歴を含む)を卒業、または平成25年3月31日までに卒業見込みの人
 - 受付期間 6月1日(金)～6月29日(金)
 - 試験内容 1次試験【教養試験、事務適性検査】
 - 試験日 7月22日(日)
 - 試験会場 可茂衛生施設利用組合
ささゆりクリーンパーク
- ※2次試験【口述試験】は、8月下旬実施予定です。

「多重債務無料相談会」を開催します

岐阜県 環境生活部 環境生活政策課 消費生活担当
☎ 058-272-8204 (直通)

- と き 6月9日(土) 午後1時～午後4時
- と ころ 県民生活相談センター(ふれあい福寿会館内)
(岐阜市藪田南 5-14-53)
- 相 談 料 無料
- 対 応 者 弁護士、司法書士、県消費生活相談員
- 面接相談 相談時間:30分(事前予約が必要です)
予約受付:(月)～(金)
午前8時30分～午後5時
(土) ※祝日を除く
午前9時～午後5時
- 受付期間 6月8日(金)まで県民生活相談センターで随時受付
(☎ 058-277-1003)
- 電話相談 当日時間内に直接お電話ください。
☎ 058-277-1003
(県民生活相談センター)

平成25年度 税務職員(高校卒業程度)を募集します。

名古屋国税局 人事第二課 試験係
☎052-951-3511(内3450) 国税局HP(<http://www.nta.go.jp>)

- 受験資格
 1. 平成24年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成25年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者
 2. 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
- 申込期間
 - 【インターネット】 6月26日(火)～7月 5日(木)
 - 【郵送または持参】 7月 2日(月)～7月10日(火)
- 試験内容
 - 第1次試験 基礎能力試験、適性試験、作文試験
 - 第2次試験 個別面接、身体検査
- 試験日
 - 第1次試験 9月 9日(日)
 - 第2次試験 10月18日(木)から10月25日(木)までのいずれか指定する日

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

(事業主のみなさまへ)

- 労働保険年度更新のお知らせ
- 外国人労働者問題啓発月間のお知らせ

岐阜労働局 職業対策課 労働保険徴収室
または最寄りのハローワーク

- ◎労働保険年度更新の手続きはお早めに
労災保険と雇用保険の申告・納付期間は、6月1日(金)から7月10日(火)までです。
期限直前は、窓口が大変混雑することが予想されますので、お早めにお出かけください。
なお、手続きはパソコンから行うこともできますので、インターネットで電子政府の総合窓口「イーガブ」をご覧ください。
【お問い合わせ先】 岐阜労働局 労働保険徴収室
(☎ 058-245-8115)
- ◎外国人の発想・能力を生かせる職場作りは、外国人指針から
～外国人雇用はルールを守って適正に～
外国人(特別永住者等を除く)の雇い入れおよび離職の際、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出てください。
外国人労働者の適正な雇用の推進および不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめみなさんのご協力をお願い致します。
【お問い合わせ先】 岐阜労働局 職業対策課
(☎ 058-245-1314)

STOP! 不法電波 [電波利用環境保護周知啓発強化期間]

東海総合通信局 電波監理部 電波利用環境課
☎ 052-971-9617



期間：6月1日(金)～6月10日(日)
電波の利用にはルールがあります。コードレス電話や特定小電力トランシーバーなどの無線機器を購入するときは、必ず「技

適マーク」が付いているか確認してください。

また、外国規格のトランシーバーは、防災行政用無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できませんのでご注意ください。



特設人権相談所開設 [全国一斉人権擁護委員の日]

岐阜地方務局美濃加茂支局または美濃加茂人権擁護委員協議会事務局
☎ 0574-25-2400

毎年6月1日の、「人権擁護委員の日」にあわせて、特設人権相談所を下記のように開催致しています。

毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題などに、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。

- 相談日 6月1日(金)
午後1時30分～午後4時
- 開催場所 八百津町ファミリーセンター

放送大学 10月生募集のお知らせ

放送大学岐阜学習センター
☎ 058-273-9614 ホームページ <http://www.ouj.ac.jp>

放送大学は、テレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学などさまざまな目的で幅広い世代の方が学べます。

- 出願期間 6月15日(金)～8月31日(金)
(インターネット出願は6月1日(金)より)
- 問い合わせ・資料請求 (無料)
放送大学岐阜学習センター
岐阜市藪田南 5-14-53
ふれあい福寿会館 第2棟2階
- 大学説明会 多治見分室
7月 8日(日) 午後1時30分～
8月11日(土) 午前10時30分～

大学説明会は、岐阜学習センターでも開催していますので、お問い合わせください。

消費生活相談員資格取得支援講座の参加者募集

岐阜県、申し込み・問い合わせは
株式会社東京リーガルマインド岐阜本校

岐阜県では、消費生活相談員への就業を志望する方を対象に、資格取得を支援する講座を開催します。

□ところ・とき

・西濃会場 (大垣市情報工房) 定員60人
6月23日(土)～9月 9日(日)

・東濃会場 (多治見市文化会館) 定員30人
7月 1日(日)～9月15日(土)

両会場とも 午前9時30分～午後4時30分

土曜日または日曜日の 計10回

□対象者 (書類選考 有)

18歳以上の県内に在住、在勤、在学であり、消費生活相談業務に従事する意欲のある方

□受講料 無料

□申し込み方法

6月14日(木)までに申込書を郵送、FAX またはメールで申し込み先へ提出

URL:<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/index.html>

□主催 岐阜県

□お申し込み先・お問い合わせ先

(株) 東京リーガルマインド岐阜本校

〒500-8847 岐阜市金宝町 1-1 UTビル4階

☎ 058-265-2771

メール kk-gifu@lec-jp.com

不正改造車を排除する運動 強化月間

国土交通省中部運輸局 岐阜運輸支局 整備担当
☎ 058-279-3715

期間：6月1日(金)～6月30日(土)
～不正改造は犯罪です～

自動車は、生活に欠かせない移動手段であるばかりでなく、娯楽の道具としても認識されており、さまざまな部品などが販売されています。

車両は、運転者、同乗者に対しての安全性のみでなく、通行者やほかの自動車に対しての安全性も非常に重要です。

しかし、不正改造によって、その安全性を損なったまま運行している車両があり、非常に危険です。

不正改造車を排除する運動を展開していますが、特に6月を強化月間として重点的に取り組みます。

ぜひこの機会にどのような改造が不正改造になるのかご理解いただき、不正改造車の排除にご協力をお願い致します。

詳細情報は <http://www.tenken-seibi.com>

メイトルの つばやき

No.17

杉原千畝氏に助けられた生存者の話

みなさん、お元気ですか？

最近、だんだん暖かくなってきましたね。この季節に八百津の町を散歩することは素晴らしいことだと思います。私は春にピクニックへ行くことがとても好きです。ピクニックは自然の素晴らしさを堪能できるいい機会だと思います。そして、ピクニックで食べる食事は、最高の幸せを感じることができますよね。

4月19日にホロコースト記念日が行われました。「ホロコースト」というのは第二次世界大戦中、ナチスドイツによりヨーロッパのユダヤ人に対して起こされた大虐殺のことです。その記念日は、ホロコーストの犠牲者とユダヤ人の勇気を称えたものです。その日、午前11時に2分間サイレンが流れると国民は足を止め、黙祷をささげます。そして、学校や大学などでは特別な儀式が行われています。ある学校は「生存者の証言」という企画を行います。その企画で学生たちはホロコーストの生存者と会います。今、生存者の最後の世代が生存しています。生存者から話を聞くのは最後の機会ということです。

みなさんをご存じのように、ホロコースト中、6,000人も命が杉原氏の英断により救われました。実は、杉原氏のおかげで、今日は、約250,000人が生きています。つまり、杉原氏の生存者は新しい世代を生み出すのです。



私は、数ヶ月前に、杉原氏に助けられた生存者の一人からメールを受け取りました。彼はアレクスと言います。そのメールは、ホロコースト時代の体験が書かれてありました。私は生存者の話に触れる時、いつも深く感動します。今回、そのメールの内容についてお話したいと思います。

1940年、アレクスさんは当時、5歳でした。ポーランドの降伏の一週間後、アレクスのお父さんは、すぐにポーランドを離れることにしました。アレクスさんは家族と一緒に、1940年1月1日、リトアニアの国境を越えました。その後、リトアニアのビリニュスに住んでいました。アレクスさんのお父さんはビザを必死に探しました。しかし、ビザが発行さ

れずスリナムの偽造ビザを作成しました。そして、杉原氏はおそらくアレクスさん一家のパスポートが偽造ビザであることがわかっていたのでしょうか…アレクスさんの一家に日本の通過ビザを与えました。1940年11月に

アレクスと彼の家族はビリニュスを出てロシアのモスクワに行き、シベリア横断の列車に乗りまし



た。そして、ウラジオストクに着き、フェリーに乗り、12月に日本の敦賀に到着しました。その後、神戸に行きました。やっと、アレクスさんの家族は、日本の地で落ち着くことができました。アレクスさんのメールには、「私は、日本に滞在した時の楽しい思い出があります。」と書いてあります。例えば、お姉さんと一緒に毎日、お菓子を買うためホテルの向こう側にあるキヨスクに行ったという思い出です。

1941年6月日本を離れました。そして、カナダのバンクーバーまで出航しました。今、アレクスさんは奥さんと一緒にイスラエルに住んでいます。「私は孫たちを見る度に、勇敢な行動をした杉原氏に心から感謝している」とメールに書かれてありました。

今、私たちは快適な生活を送っています。毎日暮らしていると自由な生活が、当たり前前に感じてしまいます。今、こうして自由に生活を送っていることは、本当に幸せなのだと思います。自由に生活を送っていると、「自由」の本当の意味についてあまり考えないでしょう。ホロコースト時代に生きたユダヤ人にとって自由というものはとても貴重なものでした。ユダヤ人たちは、日本にたどり着いた時、自由を感じ、その時のことを鮮明に覚えています。

私たちにとって、コンビニやキヨスクなどでお菓子やジュースを買うのは当たり前のことです。でも、アレクスさんにとって、キヨスクでお菓子を買ったことは、本当に貴重な思い出なのです。

メイトルさんへの質問は

meital@town.yaotsu.lg.jp までどうぞ！



保健センターだより

6月の行事予定

行事	期日	対象	受付時間	場所	
3ヶ月児健診	5日(火)	H24年2月生まれ	13:00~13:05	保健センター	
9ヶ月児健診	5日(火)	H23年8月~9月生まれ	13:05~13:10		
BCG	5日(火)	H24年2月生まれ	13:50~14:00		
定期乳幼児予防接種					
三種混合+ヒブワクチン	12日、19日、 26日(火)	予防接種スケジュールを個別にご覧ください。 不明な方は保健センターにご連絡ください。	13:00~13:20		
三種混合			~13:40		
ヒブワクチン			~13:55		
小児用肺炎球菌ワクチン			~14:10		
ポリオ	19日(火)		13:00~13:10		
日本脳炎 I (初回)	13日(水)	H20年4月~ H21年3月生まれ	八百津・錦津		13:00~13:20
	20日(水)		八百津・錦津		
	27日(水)		和知・久田見・ 潮見		
日本脳炎 I (追加)	13日(水)	H19年4月~ H20年3月生まれ	八百津・錦津	13:30~13:50	
	27日(水)		和知・久田見・ 潮見		
※受付時間を過ぎると接種できません。 ※保護者以外の方が連れてこられる場合は、事前に保健センターまでご連絡ください。					
ベビークッキング アフタービクス	6日(水)	※5日(火)までに電話予約してください。(定員20名)	13:00までにお越しください		
マタニティスクール2	16日(土)	※15日(金)までに電話予約してください。	9:30~12:00		
3歳児歯科健診	7日(木)	H21年6月~7月生まれ	13:00~13:10		
2歳児フッ素	7日(木)	H22年4月生まれ	13:30~13:40		
プレママくらぶ	7日(木)	H24年9月~10月が出産予定日の妊婦 ※5日(火)までに電話予約してください。	13:00~13:10		
乳幼児相談	19日(火)		9:30~11:30	夢広場ゆうゆう	
母子健康手帳交付	毎週水曜日		9:00~ 9:30	保健センター	
成人保健	健康相談	毎週水曜日	町民の方	10:00~11:00	保健センター
	アルコールセミナー	1日(金)	各務原病院の天野宏一先生と上手なお酒との付き合い方を学びます。	19:30~21:00	

乳幼児健診の間診票、予防接種の予診票は出生後にお渡ししたバッグに入っています。
転入の方はご連絡ください。

ポリオワクチンの接種後は27日以上の間隔をあける必要があります。ご注意ください。

マイナス5才倶楽部

効果的な運動方法を学び、上手に脂肪を燃焼しましょう!!
※毎回、講話のあと有酸素運動があります。

お昼の部

《第1回》

期日：6月8日(金) 時間：午前10時00分(第2回目以降午前10時30分)
会場：B&G 体育館 (2回目以降ファミリーセンター 2F 大研修室)
持ち物：水かお茶 500ml以上 参加費：1回300円
服装：運動できる服装 (Tシャツ、トレーニングパンツがよいです)、運動靴
※お申し込みは保健センターまで

対象者
64歳以下の方



八百津町保健センター ☎ 43-2111

乳幼児健診や予防接種のお問い合わせは内線 2561・2562へ メール相談：hosoudan@town.yaotsu.lg.jp

6月・7月のごみ収集日

■お問い合わせ 役場 1階 水道環境課 環境衛生係
☎43-2111 (内線2126)



可燃ごみ 全地区 (午前8時までに可燃ごみ集積所へ出してください) **毎週 火曜日・金曜日**

(粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました)

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	6月22日(金)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	6月25日(月)

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・エアコンは収集しません。(株)橋本、または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	7月24日(火)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	7月25日(水)

※蛍光灯・体温計(水銀式)は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

A地区=八百津(下記の八百津地区以外)・錦織・和知・伊岐津志
B地区=杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

ペットボトル 食品トレイ 発泡スチロール	B & G 体育館北側 各出張所	6月3日(日) 午前8時~ 午前11時
古着回収	B & G 体育館北側 各出張所 (福地・潮南出張所を除く)	

※ペットボトルは洗浄して、フタを取って出してください。(フタは可燃ごみまたはその他プラです)
※発泡スチロール製の箱は、宛名ラベルなど剥がしてください。
※古着類は、濡れたもの、油などが付着して汚れたもの、布団、電気毛布、じゅうたん、履き物、ぬいぐるみなど衣類以外のものは収集しません。

がれき類	久田見	毎月の第1・第2日曜日 午後0時30分~午後4時
	錦織	毎月の第3・第4日曜日 午前9時~午後4時

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したのがれき類は処分できません。
※300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。(有料)

その他プラ	各自治会の 不燃ごみ集積所	6月10日(日)
		6月24日(日)
		7月8日(日)
		7月22日(日)

プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器及び包装が収集の対象です。
ただし、ペットボトル、発泡スチロールおよび発泡スチロール製の食品トレイは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

適切なごみ出しにご協力を!

町内にお住まいのみなさまの家庭から出されるごみは、収集日当日の朝8時までに、町指定の集積場所に出してください。

また、指定袋以外で出されたごみは回収を行いません。
ご注意ください。

八百津(田舎)・錦織(田舎)・和知(田舎)・伊岐津志(田舎)・杣沢(田舎)・口杣沢(田舎)・丸山(田舎)・赤薙(田舎)・北山(田舎)・白橋(田舎)・五宝平(田舎)・久田見(田舎)・福地(田舎)・潮南(田舎)

ヘリコプターの離着陸時の注意点



【お問い合わせ】
可茂消防八百津出張所
☎ 43・0476

岐阜県では、消火や救助活動、また、救急患者の救命率向上等のため、消防本部の要請で防災ヘリやドクターヘリが出動します。

給水等の作業や救急患者の手当てのため、学校のグラウンドや広場等への着陸が予想されます。

離着陸時にはヘリコプターから、ダウンウォッシュと呼ばれる台風並みの吹き下ろしの風が発生します。

ヘリコプターの離着陸前には消防車が着陸場所に行き、避難誘導、砂の巻き上がりを少なくする為の散水や危険な物の排除をします。



また、付近の住宅に洗濯物を取り込み、家の窓を閉めるように広報を行いますので、ご協力をお願いします。ベビーカー等も風に弱く注意が必要です。

消防隊からの広報が聞こえたら、離れた場所まで退避をお願いします。

平成 24 年度 全国統一防火標語

消すまでは 出ない 行かない 離れない



子どもの交通事故防止について

入学・入園により、子どもの行動範囲も広がります。今までとは違う道路を通る機会も増え、この時期、特に心配されるのが子どもの交通事故です。

新たな門出を迎えた子どもたちを、温かい思いやりと細心の注意で悲惨な交通事故から守りましょう。

○子どもの特性

【周りのものが目には入らない】

遊びに夢中になっているときは、車が近づいても気がつきません。

【大人の真似をする】

信号無視や無理な横断をする大人をみると、すぐに大人の真似をします。

【抽象的な言葉だけではよく理解できない】

「あぶないよ」、「注意しなさいよ」等と言うだけでは何に注意していいか理解できません。

【物影で遊ぶ傾向がある】

車の周囲や建物・塀の陰等、思わぬところで遊びます。

○子どもを守るために

【保護者の方は】

子どもの手本となるように、交通ルールやマナーを守ることはもちろん、年齢にあった教育を繰り返し行いましょう。「信号が青でも車が来ないかを確かめてから横断するのよ」などと具体的に教えましょう。

【ドライバーの方は】

学校や公園の近くでは、「もしかしたら子どもが飛び出してくるかもしれない」と予測し、スピードを控えるなど、安全運転に心掛けましょう。車にお子さんを乗せる場合はシートベルトを着用させ、6歳未満のお子さんを車に乗せる場合は、体格に合ったチャイルドシートを使用し、大切な命を守りましょう。



ふるさと写真館

写真協力 社会教育視聴覚協議会



「ポスト」

加納 新悟 (鯉居東)



「めい想の森から～恵那山～」

岩井 たづ子 (本町)

社会教育視聴覚協議会では、会員を募集しています。

撮影した写真は、広報やおつの裏表紙に掲載したり、ファミリーセンターで年4回作品展示も行っています。また、年4回ビデオの撮影などもしています。

詳しく知りたい方またはご希望される方は、社会教育視聴覚協議会会長 古田定男 (☎43-0718) までお問い合わせください。

たくさん穂をつけてね!!

棚田オーナー田植え体験

5月5日、「日本の棚田百選、ぎふの棚田21選」に選ばれている北山地区の上代田(かみだいだ)棚田と、「ぎふの棚田21選」に選ばれている赤薙(あかなぎ)地区の赤薙棚田で、「棚田オーナー」が田植えの体験をしました。参加者らは、はじめに各棚田で説明を受けた後、ようやく温みはじめた小川の水を引き込み、田植えの準備万端となった棚田に、泥の感触を足の裏に感じながら手作業で田植えを始めました。

日本の棚田百選 認定地区
棚田の名称 上代田
認定年月日 平成11年7月26日
認定機関 農林水産省

「ちょっとメール」の登録はこちらへ

下記メールアドレスにメールを送信してください。

ent@chat.yaotsu.jp

詳しくは、総務課 情報政策係 までお問い合わせください。

(QRコードも使用することができます。)

docomo



au・SoftBank

